

諸外国における生命保険負債評価の変貌（その2）

保険研究部門 上席主任研究員 荻原 邦男

ogihara@nli-research.co.jp

<要旨>

1. 現在、IASB（国際会計基準審議会）において、保険契約に関する負債評価のあり方が議論されている。フェイズⅡと呼ばれる恒久基準（本格基準）のあり方を巡る議論が再開された。原点に遡り、関係者の意見を徴求しつつ議論を進める予定とされている。
2. 生命保険会計、とりわけ負債の評価方法については、各国で販売されている商品の特性に相当の幅が見られること、また、歴史的経緯から、その取扱は様々である。
3. IASBが目指す保険負債評価は公正価値評価ベースのものであるが、こうした時価会計的指向はアングロサクソン系の諸国（英国、カナダ、オーストラリア等）において顕著である。そこで、原点に立ち戻り、それらの国々における時価会計的手法の内容と、それがどのような環境下で成立しているかを中心に、負債評価の現状をまとめたい。
4. こうしたなかで明らかになるのは、これらの国々における貯蓄性商品のウエイトの高さである。これらの商品では、将来のキャッシュフローを評価利率で割り戻すよりも、ユニットリンク的に現在の持ち分に近い額を負債として評価する手法に合理性が認められ、このことが時価評価的指向の推進力となっているものと見られる。
5. もう一つのテーマとして、EUのソルベンシーⅡ（支払能力規制）における負債評価の検討動向をとりあげる。このなかで、支払能力の主体である責任準備金の評価を統一しようとする動きが見られるが、今後、こうした監督規制に関する動向が直接にわが国に影響する可能性があるほか、IASBの保険プロジェクトに及ぼす影響が大きいものと考えられる。

（なお3章までは前号に掲載しました。今号は4章以降の掲載となります。）

<目 次>

- 1 はじめに
- 2 英国
 - 2.1 英国の監督会計
 - 2.2 英国の財務会計
- 3 カナダ
 - 3.1 会計制度上の特徴
 - 3.2 責任準備金評価の特徴
 - 3.3 契約負債評価の主要原則
 - 3.4 具体的な負債評価方法
 - 3.5 最近の動向
 - 3.6 小括

以上前号

4 オーストラリア	87
4.1 オーストラリアの生保負債評価の概要	87
4.2 負債評価法（MOS）の概要	89
4.3 具体的な負債評価方法	91
4.4 最近の動向	95
4.5 MOS方式の評価	97
5 オランダの会計報告ならびにソルベンシー規制	101
5.1 財務報告フレームワーク策定に至る経緯	101
5.2 財務報告フレームワークの概要	102
6 EUのソルベンシーIIにおける負債評価の状況	107
6.1 ソルベンシーIIの検討体制	107
6.2 検討状況	108
6.3 業界等からの反応	112
7 おわりに	115

4. オーストラリア

オーストラリアの生保会計の特徴は、全金融資産を時価評価するなど、時価評価に極めて積極的なことである。負債も時価的評価を行い、資産変動との連動性が強いとされているが、これはオーストラリアの特殊事情を考慮しなければならない。つまり、オーストラリアはスーパー・アニュエーションと呼ばれる拠出制退職給付積立制度が主力商品であり、いわば貯蓄商品主体の国である。このため、資産の時価変動とともに負債も過去の法的に評価し、これを負債とする方式が好まれている。

もうひとつの特徴は、将来法で負債評価する商品について、後述するMOS (Margin On Service) と呼ばれる繰延法による負債評価手法を採用している点である。この手法は将来利益の現在価値を契約加入時点で評価し、これをその商品が提供する各年におけるサービスの量に比例して利益が発生するよう、利益を繰延べていくという、いわば「繰延法の極致」とも言える方法なのである。英連邦系の国でありながら、将来法適用商品については極端な繰延法を採っている点で注目に値する。なお、定期保険など伝統的商品にMOSが適用されているとはいえ、貯蓄性商品が主体であるため全体へのインパクトは小さい。

4.1 オーストラリアの生保負債評価の概要

4.1.1 法規制の概要

オーストラリアの生保会計は、カナダと同様、監督会計と財務会計が同一の枠組みの上に成り立っている。これは、米国が財務会計 (GAAP) と法定会計 (SAP) で異なった負債評価を行い、財務諸表も大きく異なるのと対照的である。もちろん、契約者保護を主たる目的として、保険会社の支払能力の測定などに重点を置く監督用の法定会計では、財務会計上の負債評価に加え、ソルベンシー基準や資本十分性基準といった、より保守的な負債評価に基づく情報を追加して報告することが求められるものの、別の会計体系があるわけではない。

まず、会計報告に関連する根拠規定について述べる。

4.1.1.1 生命保険法⁽⁵⁰⁾ (Life Insurance Act 1995)

契約者保護を目的とする保険監督法であり、わが国の保険業法に相当する。このなかで、会計・計理に関する規定は次のとおりである。

第5部 ソルベンシーと資本基準 (章立ては省略)	
第6部 生保会社の財務管理	
1章 序章	2章 財務記録と財務報告書
3章 保険計理人	4章 生命保険実務基準審議会 (LIASB)
5章 計理人調査と助言	6章 年次報告書等
7章 その他	8章 免除命令に関するAPRAの権限

⁽⁵⁰⁾ <http://scaleplus.law.gov.au/cgi-bin/download.pl?/scale/data/pasteact/2/1184>

銀行、保険、証券会社を横断的に監督するのが、金融監督庁A P R A (Australian Prudential Regulation Authority)である。生命保険法に基づきA P R Aが定めるPrudential Rules (以下P R)35 “Finantial Statement”は、財務報告書の作成⁽⁵¹⁾について、以下のとおり規定している。

10. 財務報告は、それらがP Rと不整合でない限り、以下の規定に従わなければならない。

(a)会計基準 (下記のAASB1038 およびAASB139 (金融商品)等を指す)

(b)財務報告書の形式と内容に関する会社法上の規定

11. 財務報告書におけるアクチュアリアルな評価と計算は、アクチュアリー実務基準と整合的でなければならない。

また、生命保険法はアポイントド・アクチュアリーに対し財政状況調査を義務づけている(法113条)。これは、事業年度末の財政状況を調査し、その結果を取締役会宛書面で報告するもので、そのコピーをA P R Aにも提出することとされる(法119条)。この財政調査のなかで、アポイントド・アクチュアリーは、契約者負債の評価を決定し、ソルベンシー基準、資本十分性基準、その他A P R Aの指示をどの程度順守しているか評価しなければならない。

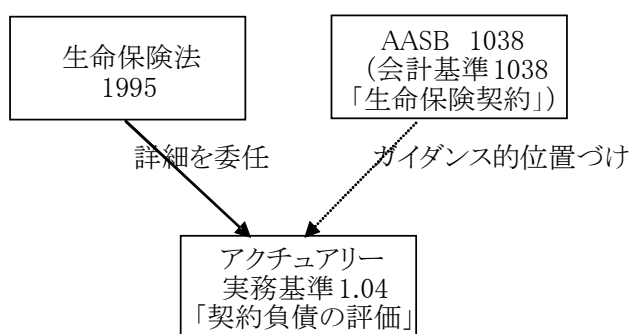
4.1.1.2 AASB1038⁽⁵²⁾「生命保険契約」

証券取引委員会法を根拠に設立されたオーストラリア会計基準審議会(Australian Accounting Standard Board)が作成する「会計基準」の一つとして、AASB1038「生命保険業の会計基準」が定められている(1998年11月発効。なお、2005年9月に改訂がなされ、タイトルも「生命保険契約」に変更となった)。

4.1.1.3 アクチュアリー実務基準1.04「契約負債の評価」

生命保険法1995の第6部「生保会社の財務管理」114条において、責任準備金の評価はアクチュアリー実務基準に準拠するとしており、これに見合うのが、生保アクチュアリー基準審議会(Life Insurance Actuarial Standards Board;以下、L I A S B)が作成したアクチュアリー実務基準1.04⁽⁵³⁾である。

図表－8 責任準備金規定の関係



⁽⁵¹⁾ 決算報告書の作成及び報告様式等の詳細は、生命保険法82条により、生保会社は監督機関である金融監督庁(APRA: Australian Prudential Regulation Authority)の「監督規制」(Prudential Rule)に従う、と規定されていたが、2001年の改正でFinancial Sector Act 2001の導入を受けて、82条は廃止された。しかし、Prudential Rule35は有効である。

⁽⁵²⁾ http://www.aasb.com.au/public_docs/aasb_standards/AASB1038_11-98.pdf

⁽⁵³⁾ http://www.apra.gov.au/Friendly/Actuarial_Standards/AS1.04.pdf

なお、2005年12月に従前の1.03から改訂された。主要な改訂点は、①投資型契約を生命保険と分離して規定したこと、②損失認識の規定を詳細に定めたこと、の2点である。

(L I A S Bは生命保険法 1995 に則って 1995 年にスタートした組織で、議長その他、5人のアクチュアリー(うち1名は政府メンバー)と1名のアクチュアリーでないメンバーから構成される。現在、生保負債評価基準、ソルベンシー基準、資本充分性など計7つの基準を管轄している。)

一方、AASB1038 においては8章で負債評価の考え方を規定し、「アクチュアリー実務基準は契約負債の評価にあたってガイダンスを提供する」と位置づけている。(もちろん、両者は内容的に平仄の合ったものとなっている。)

4.2 負債評価法(MOS)の概要

AASB1038 に沿って、オーストラリアの負債評価を紹介する⁽⁵⁴⁾。当節では概要を示すにとどめ、次節以降の実務取扱に重点を置きたい。

まず、AASB1038 は8.1節において、保険負債の評価として将来法と過去法のいずれかを用いるべきことを規定している。将来法は、基本的に将来のキャッシュ・フローを予測して、これを適切な評価利率で割り引く方法であり、過去法は、過去のキャッシュ・フローをもとに負債額を定めるもので、わが国の特別勘定商品と同様に、基本的には運用成果を反映した契約者持ち分を負債とする考え方である。

将来法の責任準備金(契約負債)は、「最良推定負債」(BEL:Best Estimate Liability)と「将来利益現価」(PVFP:Present Value of Future Profits)の合計で表される。

4.2.1 最良推定負債

最良推定負債とは、将来の安全度を見込まない、いわゆる最良推定ベースによる予測キャッシュ・フローを評価利率で割り引いて求める、保険契約の支払債務評価額である。

キャッシュ・フローには保険給付、収入保険料はもちろん、費用、脱退給付などすべてのキャッシュ・フローを含める、いわゆる営業保険料ベースである。

4.2.2 将来利益現価

将来利益現価とは、文字通り、将来発生すると予想される利益の現在価値評価額である。最良推定ベースで評価すると初年度の負債評価額(将来の支払額現価-将来の収入現価)が負となり、資産額との対比上、利益として認識されてしまう。そこで当該額を「将来利益現価」として負債に計上し、その後の各年度に適切に繰延べることにより各年にわたって利益計上することとしている。その際、利益はサービスの提供に応じて認識されるべきとの考え方(これをマージン・オ

⁽⁵⁴⁾ 岩崎 宏介「オーストラリアの生保財務会計」(生保財務会計研究会報告書「生命保険会社と時価会計」所収)を参照。

ン・サービスと呼び、負債評価方式をMOSと称している)に立ち、サービスの提供度を測定する指標としてプロフィット・キャリア(利益担体、以下PC)を定め、以下に示すように、これに比例して利益が計上されるようにしている。

モデル例を以下に示す。(保険期間が5年の定期保険に対する適用例を示している。)

まず、新契約時点で将来利益の現在価値を推定する(100)。利益はPCに比例するものと仮定し、t年度末の将来利益現価を以下のように算出する。

$$t \text{ 年度末の将来利益現価} = \text{初年度の将来利益現価} / \text{初年度のPC現在価値} \times t \text{ 年度末のPC現在価値}$$

将来利益現価から各年度の利益が算出される。

図表-9 将来利益現在価値の算出モデル例

	PC (予定危険 保険料)	PCの 現在価値(*)	将来利益現価	各年度の利益
第1年度	100	t=0 1000	100(別途計算による)	10 (= 100 - 90)
第2	150	t=1 900	90 = 100*(900/1000)	15 (= 90 - 75)
第3	200	t=2 750	75 = 100*(750/1000)	20 (= 75 - 55)
第4	250	t=3 550	55 = 100*(550/1000)	25 (= 55 - 30)
第5	300	t=4 300	30 = 100*(300/1000)	30 (= 30 - 0)
		t=5 0	0	

(*) 評価利率=0とした。

4.2.3 基礎率の変更による負債評価への影響

最良推定的前提による「最良推定負債」はいわばロックフリーである。例えば評価利率は市場環境の変化により、実際に毎年変更されている。こうした前提の変更が負債評価にどのように影響するのだろうか。

旧基準を新基準に変更すると、最良推定負債は変動するが、将来利益現価は

<p>新基準による将来利益現価</p> $= (\text{旧基準に基づく「最良推定負債」}) + (\text{旧基準に基づく「将来利益現価」}) - (\text{新基準による「最良推定負債」})$

により計算されるため、「最良推定負債」が変わったとしても、将来利益で調整され、「最良推定負債」と「将来利益現価」の合計額である「契約負債」は変化しない。したがって、最良推定前提の変更は、変更年度の利益には殆ど影響がなく、その後の各年度に分散して影響を与える。

ただし、新基準による「最良推定負債」が極めて大きくなり、(新基準の)将来利益現価がマイナスになるときは、契約負債を最良推定負債の額まで増額修正し、損失を即時認識する必要がある。これは、わが国の現状に即して言えば、実勢の評価利率を使用して責任準備金を高いものに

洗い替え、即時に損失認識しなければならないことを意味する。

なお、将来利益が期待される状況になったことが判明した時点で、その利益の現価は、まず累積損失の相殺に充当する必要があるとしている。

4.3 具体的な負債評価方法

AASB1038 の 8.1 節（契約負債の評価）では、次のとおり、将来法もしくは過去法を用いることを定めている。

生命保険契約から発生する支払債務（生命保険契約負債）は、負債として認識し、各決算日において以下のとおり測定しなければならない。

(a) 保険契約者からの収入および支払（有配当給付（participating benefits）を含み、満期以前の脱退の可能性を考慮したもの）の現在価値と、（契約者に対してまだ提供されていないサービスに関連した）費用を上回る収入部分の想定マージンの合計額（以上は、最良推定の前提のもとで行う） **【将来法】**

もしくは

(b) 算出結果が 8.1(a) の適用結果と著しく異なる場合において、償却が期待される新契約費を考慮した契約者に対する累積給付（accumulated benefits）の額 **【過去法】**

4.3.1 各商品別の負債評価方法

AMP 社⁽⁵⁵⁾ が実際に採用している商品別の負債評価方法と、そのプロフィット・キャリアを示したものが、下記の表である。（AMP 社：Full Annual Report 2004 による）

図表－10 商品別の負債評価方法（AMP 社）

商品区分	負債評価方法	プロフィット・キャリア
Conventional	将来法	Bonuses（配当） ⁽⁵⁶⁾
Investment/Unitised With Profit	将来法／修正過去法(注)	Interest Credits（予定利息）
Investment-linked	将来法／過去法	Assets under management charge（運用手数料）
Allocated annuity（一時払いの年金）	過去法／修正過去法	（過去法につき不使用）
Risk	将来法／過去法	Expected claim payments（予想保険金支払額）
Annuity	将来法	Annuity payments（年金支払額）

（注）修正過去法とは、「1年以上の期間にわたる投資収益を参照して保証率が定められるという、商品特性を考慮して用いられる手法」とされる。（つまり、「過去法」はユニットリンクのように実際の運用成果がそのまま反映される商品に適用される手法であるのに対し、修正過去法は Unitised With Profit のように、なんらかの運用指標に基づき会社が保証率を定めている商品に適用される「過去法」と考えられる。）

⁽⁵⁵⁾ AMP 社は、総資産で 28% のシェアを占める（2003/6 末）オーストラリアの最大の生保会社である。

⁽⁵⁶⁾ 配当を基準にして各期の利益を定めるという逆算的な手法に妥当性が認められるのか疑問がある。

AMP社(2004年度)についてみると、過去法による負債額が38,448百万豪ドルと全体の73%を占めている⁽⁵⁷⁾。

図表－11 責任準備金の開示例（AMP社）

	CONSOLIDATED	
	2004 \$M	2003 \$M
(d) Life insurance policy liabilities		
Life insurance policy liabilities determined using projection method¹		
Best estimate liability		
– Value of future policy benefits ²	13,542	12,715
– Value of future expenses	2,168	1,893
– Value of future premiums	(6,972)	(6,052)
Total best estimate liability	8,738	8,556
Value of future profits		
– Policyholder bonuses ³	2,308	1,915
– Shareholders' profit margins	1,570	1,309
Total value of future profits	3,878	3,224
Life insurance policy liabilities determined using accumulation method⁴		
Best estimate liability		
– Value of future policy benefits ³	38,964	34,404
– Value of future acquisition expenses	(516)	(479)
Total best estimate liability	38,448	33,925
Value of declared bonus	435	435
Policy liabilities ceded under reinsurance	284	453
Unvested policyholder benefits	1,045	919
Total life insurance policy liabilities⁵	52,828	47,512
Life insurance policy liabilities subject to capital guarantees	19,301	19,160

4.3.2 将来法

4.3.2.1 最良推定に使用する仮定

最良推定負債の評価にあたっては保守性を見込まない、いわゆる最良推定ベースの前提を使用する。これはアクチュアリー実務基準などで具体的水準が定められているわけではなく、基本的には保険計理人の判断に基づく。

特に重要と考えられる割引率について見ると、AMP社の開示資料によれば、以下のとおり注記されている。

- ・固定金利債券のポートフォリオと密接にマッチした商品については、想定利率は、マッチング資産からインプライされる利回りから、適切な信用リスク・マージンを控除したものとす

⁽⁵⁷⁾ なお、AMP社は他社に比べスーパー・アニュエーションの占率が高い（新契約収入保険料で見るとスーパー・アニュエーションのトップ会社ではあるが、伝統的商品では9位である（2003年6月末））ので、全社ベースでは過去法使用割合は、AMP社数値73%を下回るものと考えられる。

る。その他の商品の想定利回りは主として長期（例：10年）国債の利回りとする。

- ・株式、不動産、固定金利債券のポートフォリオで運用される場合、各資産の利回りの資産構成割合による重み付け平均値を用いる。各資産の利回りは、国債利回りにこれに対するリスクプレミアムを加算して決定する。各資産別のリスクプレミアムの数値は計理人の判断による。

4.3.2.2 将来の配当額の取扱

AASB1038の8.1節（前掲）によれば、将来の支払には配当を反映することとしているが、これについてAMP社の取扱は次のとおりである。（図表11を参照）

- (1) 前年度までに確定した配当は、「将来の保険関係給付」（future policy benefits）に含まれる。しかし、当期および翌期以降の配当は含めない。
- (2) 将来の配当は「将来利益」（future profits）に含まれる。

4.3.3 投資実績に基づく配当（もしくは追加給付）がある商品に関する負債評価

実は、前節（概要）で述べた方法は、アクチュアリー実務基準1.04によれば、「投資実績に基づく配当（もしくは追加給付）が無い場合に適用される方法」とされている。すなわち、死差、費差が利益の中心である伝統的商品に適用されているものと推測される。一方、「投資実績に基づいて配当を行う商品」については、アクチュアリー実務基準1.04の10章は以下に述べる方法を規定している。以下、これを説明する。（ただし、これは投資実績型に適用する唯一の方法ではなく、保険計理人が妥当なものとして認めた場合は、他の方法によることも可能としている。）

まず、「最良推定負債」を算出する。（以下、BELと表記）

次に、将来利益現価は以下のように定める。

$$\text{将来利益現価} = \text{対応資産額} - \text{最良推定負債} - \text{当期の配当}^{(58)} \text{および株主利益}$$

ここで、対応資産額（value of supporting assets）とは、いわばコロガシ資産のようなものであって、次のように計算される。

$$\begin{aligned} & \text{対応資産額} \\ & = \text{前期末の契約負債額} \\ & + \text{前期末の支払配当額}^{(59)} \\ & + \text{実際の保険関係キャッシュ・フローと資産運用実績} \\ & - \text{当期末までに発生すると期待された株主利益} \end{aligned}$$

(58) 以下で配当と書いている箇所は、無配当契約の場合、「投資実績に基づく追加給付」と読み替える。

(59) これを加算するのは、配当額が前期末の負債額から控除されているからであると考えられる。

(the expected Shareholder Profits emerging over the period)

－ 当期の投資外の実績差額

つまり、対応資産額とは、投資外については最良推定どおりに推移したと仮定した場合の契約者持ち分である⁽⁶⁰⁾。

以上のような責任準備金評価を行った時に得られるサープラスの動きに注目するため、サープラス (=資産 - 契約負債) を以下のように修正してみる。

サープラス

$$= \text{資産} - (\text{BEL} + \text{将来利益現価})$$

$$= \text{資産} - (\text{BEL} + (\text{対応資産額} - \text{BEL} - \text{当期の配当および株主利益}))$$

$$= (\text{資産} - \text{対応資産額}) + \text{当期の配当および株主利益}$$

結局、年始のサープラスをゼロと考えると、年度末のサープラスは当期利益を表わすが、その第1項は投資外の実績差益に等しく、また、第2項は、当期の配当(ないし無配当の場合の追加給付)に等しい利益を示す。そして、第1項は近似的にゼロとみなすと、要は、配当水準を外部で計算しておき、これに見合うように負債を逆算的に決定することができるわけである。配当をプロフィット・キャリアに用いて各期の利益水準を決定する方法と同様、技術的には理解できるものの、極めて技巧的な印象を受ける。

4.3.4 過去法

過去法とは、過去のキャッシュ・フローの収支残高をもって負債額とする方法で、投資リンク商品などの貯蓄型商品に対して適用される。

オーストラリアではスーパー・アニュエーションと呼ばれる拠出制退職給付積立制度が古くから導入されていたが、1983年に行われた企業強制拠出型の導入および税制上の整備を背景に増加し、特に90年代に急速に発展してきた。保険会社が従来取扱ってきた伝統的な養老・終身保険などの商品は、多くがスーパー・アニュエーションにとって代わられている⁽⁶¹⁾。2005年9月末の統計⁽⁶²⁾によれば、スーパー・アニュエーションは生保資産の88.4%を占めるに至っている。このように、オーストラリアでは保険会社と言っても扱う商品は貯蓄性が主体であり、保障性商品は増加しつつも占率的には小さいことを念頭に置く必要がある。

⁽⁶⁰⁾ なお、実務基準の10.1.3 b)で(将来利益現価－最良推定将来配当)をプロフィット・キャリアで割って利益マージンを計算しているが、将来利益現価を毎年洗い替え計算するのであるから、プロフィット・マージンで繰延べているわけではないことに注意を要する。

⁽⁶¹⁾ 高瀬秀一・高野誠「豪州における確定拠出型退職給付積立制度と生保経営」(生保経営誌1999年)を参照。

⁽⁶²⁾ Life Insurance Trends September 2005 (<http://www.apra.gov.au/Statistics/loader.cfm?url=/commonspot/security/getfile.cfm&PageID=10030>)による。

4.4 最近の動向

4.4.1 国際会計基準の採用

AASB（オーストラリア会計基準審議会）は2005年1月1日以降に開始する年度からIFRS（国際会計基準）を適用することを宣言し、AASBが定める会計基準も基本的にはIFRSを基礎とすべく、国内基準の整備を進めてきた。

具体的には、AASBが定める基準書は、原則としてIFRSの対応規定の番号を付した体系（例：IFRS4に対応する基準はAASB4）とした。したがって、AASB4は本来、保険契約全般に対応するものであるが、生命保険と損害保険に関してそれぞれ先行基準（AASB1038、AASB1023）があるため、これを一部修正して使用することとした。このため、AASB4の適用範囲は、「保険契約の定義を満たす、固定料金のサービス契約」に限定されたものとなっており、生保契約には従前どおりAASB1038が適用される。

4.4.1.1 金融商品時価評価への対応

2005年9月に採択された改訂版AASB1038（“Life Insurance Contracts”）（適用は2006年1月以降に開始される年度（ただし、2005年1月からの早期適用も可能））の10.2節において、保険会社の保有する金融資産についての評価方法が以下のように定められた。

次の資産はIAS39の定める時価評価（損益計算書にも反映）を適用しなければならない。

- ・AASB139（IAS39に準拠）の範囲にある金融資産で、
- ・生命保険負債および投資契約負債に見合う資産であって、
- ・IAS39で時価評価（損益計算書にも反映）が認められている資産

これは、IAS39において公正価値オプションと呼ばれる、「すべての資産を公正価値で評価する」という選択肢が認められており、これを用いることにより、従前どおりすべての金融資産を時価会計することを求めたものである。現時点でこのような方針を採用した主要国はオーストラリア以外にはないと思われる。全面時価評価の理由として、改訂の公開草案は、①IAS39は償却原価法の選択を許しているが、この償却原価法を適用しないことは、オーストラリアの財務報告の後退を防ぐことになる、②公正価値オプションの選択は資産負債評価の整合性を維持することができる、の2点を挙げている。

これに遡るが、2004年7月に行われたAASB1038⁽⁶³⁾の改正では、以下のとおり、(a)評価利率の変更と、(b)開示の強化が図られている。

⁽⁶³⁾ AASBの会計基準は http://www.aasb.com.au/pronouncements/aasb_standards_index.htm で閲覧可能である。

4.4.1.2 評価利率の変更

従前の規定では、割引利率は「負債に対応する資産の運用リターンに基づくこと」とされていた。しかし、資産と負債を切り離して独立に評価すべきとするIASB保険契約プロジェクトにおける議論を先取りし、以下のとおりとした。

- ・当該契約の給付がパフォーマンスにリンクしない限り、リスク・フリー・レートを用いて割引計算を行う。(8.7項)
- ・ただし、当該契約の給付がパフォーマンスにリンクする場合は、保有資産の運用リターンに基づく割引率を使用する。(8.8項)

4.4.1.3 開示の強化

改訂版のAASB1038では従来以上に踏み込んだ開示を求めている。

- ①保険契約のキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす前提項目について、決定プロセスの開示を要求(14.1.1の(c)(d)(e)項)
- ②将来のキャッシュ・フローの不確実性に関する情報提供、とりわけ保険リスクに関する定量的感応度分析を要求(15.1.1の(c)項)
- ③経費の内訳に関する開示規定を設定(14.1.4項)

特に注目されるのは、IASBがIAS32の改訂のためのED7「金融商品：開示」において定量的感応度分析を義務づけなかったのと対照的に、オーストラリアの生保契約に関する基準ではこれを義務づけた点である。

4.5 MOS方式への評価

4.5.1 わが国の方式との比較

まず、オーストラリアの負債評価をわが国の方式と比較すると以下のとおりである。

図表-12 オーストラリアの負債評価方法

	オーストラリアの負債評価の考え方	わが国の方式との比較
<p>●最良推定負債</p> <p>●将来利益部分</p> <p>将来利益現価 (契約負債の一項目)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・保険料に使用した基礎率を使って責任準備金評価を行う。 ・将来の利益の初期認識は意図しない。 ・経過に応じて、リスクの解放とともに利益を認識する。 (・豪州の契約負債(合計額)の額は、チルメル部分を除けば、わが国の純保険料式と大きく変わるわけではない。)
●想定と実際との差異	<ul style="list-style-type: none"> ・最良推定と実績の差も、(保険料設定基礎と最良推定負債との差である将来利益分の解放に加えて)各年度で認識される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料設定基礎と実績との差が、各年度で利益認識される。
●新契約活動に伴う、費用発生と収入とのミスマッチ	<p>【チルメル的な考え方を採用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>将来法</u> 最良推定負債(営業保険料式)のなかでマイナス要素(将来の予定α収入)として反映される ・<u>過去法</u> 新契約回収コンポーネント(未償却α)という契約負債の控除項目を明示的に計上する ・結果的に未償却残高が負債となることを認めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国では、DACもチルメルも適用していない(支払能力の確保を重視) (・豪州の方式は、効果としては米国のDAC計上と本質的に差はない。また、豪州でも、回収可能性の検証義務が、米国ほど厳密ではないが規定されている。)
●各年の利益	<ul style="list-style-type: none"> ・将来利益現価の解放(前年度末と当期末の差)と、経験差益からなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・豪州のMOSのポイントは、①将来利益の総額、②想定された利益、③想定と実績による差益を開示している点である。

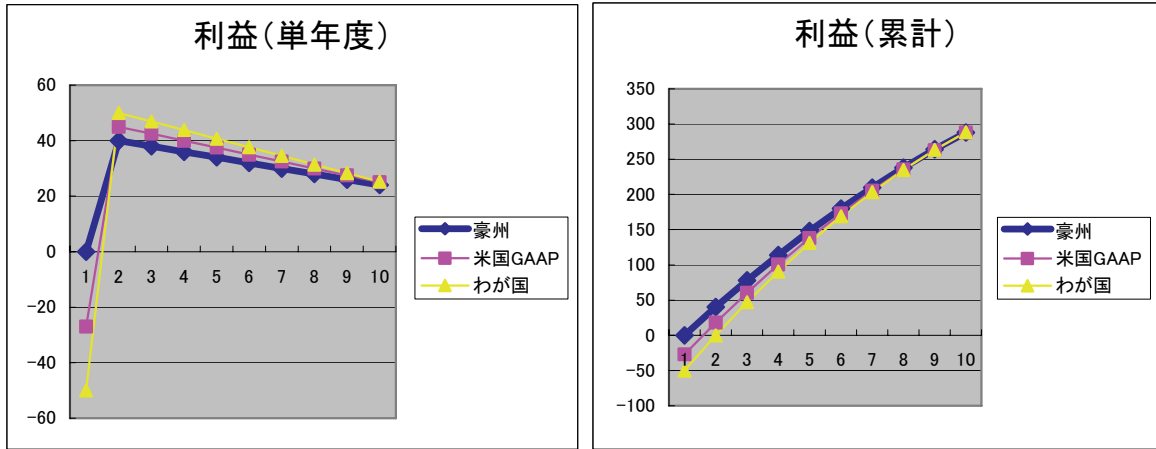
次に、MOS方式とわが国の方式を、利益の発生状況の観点から比較する。

4.5.1.1 新契約費の部分の利益認識

オーストラリア生保における新契約費の繰延効果の度合いをUS-GAAPやわが国と比較してみると、将来法では、予定 α に等しいチルメル歩合を設定した全期チルメル式と同様になるので、繰延効果は他に比べ大きい。すなわち、利益の発生状況を見ると、オーストラリア方式では初年度は殆ど赤字にはならないのに対し、わが国の平準純保険料式は初年度の赤字幅は最大とな

る。U S - G A A Pはその中間である。

図表－13 利益の発生状況の比較

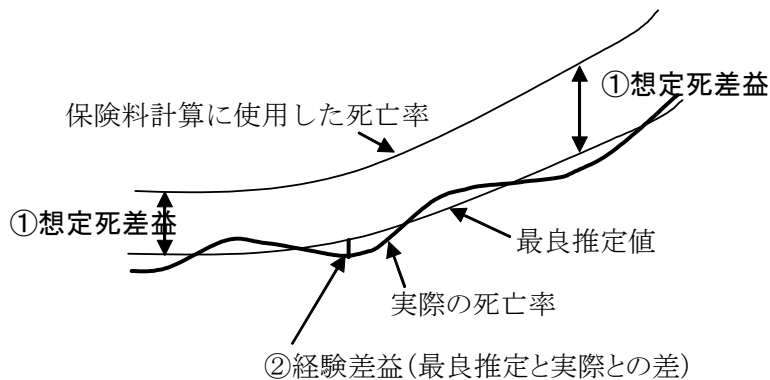


なお、U S - G A A PのDAC（繰延新契約費）方式とオーストラリア方式の差異に触れると、U S - G A A Pは実際の新契約関係費用のうち繰延可能なものを限定的に資産計上するのに対し、オーストラリアの将来法は、実際の支出額に拘わらず将来収入予定の新契約費相当額を繰延べると同じ効果を持つ点が異なる。（ただし、オーストラリアの過去法適用商品においては、負債の控除を明示的に行い、新契約回収指標という比例要素（通常、収入予定手数料）を用いて償却計算しており、米国のDACとほとんど同一である。）

4.5.1.2 新契約費関係以外の部分の利益認識

新契約費以外の部分では、プロフィット・キャリアによる期間配分の精度によって両者には差が発生するものの、さほど大きな差にはならない。

図表－14 死差益の認識方式比較



	MOS	わが国の方式
想定利益部分	①を前倒し評価し、これをプロフィット・キャリア(例: 予定死亡保険金支払額)で各期に配分したものを利益認識	①+②を 每期認識する。
経験差益部分	②部分を每期認識する	

例えば、死亡部分に限定して考えると、安全割増が粗死亡率に比例してチャージされ、オーストラリアのプロフィット・キャリアが予定死亡保険金支払額であるとすれば、死亡部分での利益発生は両者でほぼ同一になるはずである。

また、仮に保険料収入をプロフィット・キャリアとすれば、オーストラリア方式における毎年利益はほぼフラットになり、後半に傾斜するわが国の死差益の出方とは異なることになる。

そもそも、保険の利益は保険給付関係、費用、運用関係など多くの要素から構成されるので、マージンを単一ないし少数のプロフィット・キャリアで配分することには、利益構造を単純化できる利点はあっても、利益認識としては少々粗いのではなかろうか。(新契約費関係を除き) 毎年の利益認識だけに限定して言えば、むしろわが国の方式のほうが正確であろう。

4.5.2 MOSを巡る論点

4.5.2.1 最良推定負債と将来利益現価に分解する方法に情報価値が存在するか

オーストラリアのMOSが目指しているのは、①将来利益の現在価値自体を明確に表示すること、②利益をサービスの提供に併せて評価すること、③利益を「将来利益の解放部分」と「想定と実績による経験差益」に分離して表示すること、などの諸点であり、これに情報価値をどの程度認めうるかが重要な論点となろう。

③に関するAMP社の開示例を示すと次のとおりである。

Annual Report⁽⁶⁴⁾において、税引き後の営業利益（ただし、株主に帰すべきもので、契約負債の変動に関連したもの）を下記のとおり開示している。

図表－15 AMPにおける利益分析例

	2004年度	2003年度	
(c) Analysis of life insurance results^{4,5}			
Components of operating profit after income tax related to movements in policy liabilities attributable to shareholders include:			
- Planned margins of revenues over expenses released	275	330	→ 予定されたマージンの解放
- Profits (losses) arising from difference between actual and assumed experience ⁵	19	(894)	→ 予定と実績の差異による利益(*1)
- Capitalised (losses) reversals	6	(306)	→ その他の特別損益
- Investment earnings on assets in excess of policy liabilities within the life insurance funds ^{4,5}	376	305	→ 資本見合い資産の投資収益
Net profit (loss) after income tax attributable to shareholders arising from the life insurance funds⁴	676	(565)	

(*1)NP Lifeに対する資本投資における減損が主因(2003年度特殊要因)

営業利益は、主として①予定されたマージンの解放と、②資本に対応する資産から発生する投資損益から構成される。

⁽⁶⁴⁾ <http://www.amp.com.au/group/1column/0,2447,CH10860%255FSI3,00.html>

ちなみに、こうした利益情報との関連で触れなければならないのは、E V⁽⁶⁵⁾ (Embedded Value) の開示である。AMP社は投資家向けの情報としてE Vを開示し、詳細な感応度分析を行っている。両者を比較すると、E Vは株主にとっての価値で、MOS利益は株主にとっての利益に限定されないといった相違はあるものの、E Vは詳細を極めた開示がなされているのに対し、MOSベースの利益分析はあっさりとしている⁽⁶⁶⁾。E V重視がうかがわれる。

以上のとおり、投資家向けの情報としてE Vの開示は意義を有する。しかし、E Vは未だ発生していない将来利益を扱った情報であること、また、現行の会計による結果を加工した2次分析情報であるから、外部会計の基本として据えるには適当でないと考えられる。

4.5.2.2 測定の信頼性

最良推定と言うからには、短期的にあまり変動するのでは妥当性を欠くだろう。例えば普通死亡は比較的安定しているので最良推定を定めやすいが、第3分野の発生率についてはより困難であろう。例えば、わが国における介護保険の発生率は現実そのものがまだ定常状態に達していない。最良推定とマージンを分離することが、すべての保険で可能なわけではない。実務的に耐えうるものにするための検討が今後とも必要だろう。

4.5.2.3 繰延法を認めうるか

MOSは結局のところ繰延法であり、繰延法がIASBのフレームワーク議論のなかで認められうるかが議論されてきている。生保負債の長期性や、(死亡保障性商品では特に)そのサービス契約的性格から、保険料設定時に見込んだリスクが解放された時点でその差額を利益として認識することが望ましいと考えられる。また、その際、毎年の利益の水準面に限定して考えると、わざわざプロフィット・キャリアで配分する必要はなく、保険料計算基礎に基づき負債評価することに妥当性が認められるのではないか。

なお、オーストラリアでは「80年代以降の株式会社化の動きは、それまでの法定会計に基づく財務会計では責任準備金の計上が保守的すぎることや新契約費の計上方法に問題があり、利益が歪められていることを指摘する一般投資家が声を高め、適正な利益を計上する財務諸表が求められたのである」⁽⁶⁷⁾との経緯にある。わが国においても、支払能力に重点を置いた現行の平準純保険料式責任準備金評価と切り離れた財務会計を検討する必要性があるのかも知れない。

⁽⁶⁵⁾ オーストラリアでは1993年にアクチュアリー会がガイダンスノート252(生命保険ビジネスの数理的評価)を定め、生保会社もしくはその商品ラインの一部の価値を評価する際に従うべき事項を検討してきている。EVの評価もこのガイダンスに基づいて作成される。

⁽⁶⁶⁾ これは(株主ではない)一般の契約者からの開示要求がさほど強くないからであろう

⁽⁶⁷⁾ 福田啓「オーストラリアの生命保険会計」(生命保険経営1999年)

小括として、オーストラリアの生保負債評価方法の特徴を要約すれば以下のとおりとなろう。

1. 最良推定負債と将来利益現価の2つに分解することにより、時価評価的な最良推定負債を導入
2. 将来利益現価はプロフィット・キャリアを用いて各期に配分することにより、利益の初期認識を避け、かつ前提の変化の影響も後年度にならして計上
3. ロックフリーであるが、評価用基礎率（利率等）の変動を将来利益現価の増減で吸収する柔軟性を持つ
4. 新契約にかかる支出と収入のずれから派生する問題も、結果として、繰延新契約費を計上するのと同様（全期チルメル式と同様と言っても良い）の仕組みを採用
5. 財務会計のうえにソルベンシー基準にかかわる情報を追加する体系をとることで、複数の会計を整える実務的負荷を軽減しつつ、最大の情報価値を得ようとしている点
6. なお、オーストラリアの商品はスーパー・アニュエーションをはじめ貯蓄性商品が多く、これらには主として過去法が採られているのであって、上記1～3のMOS方式の本質的部分が全商品に適用されているわけではないことに注意を要する。

オーストラリアの負債評価法は、最良推定負債で時価的な評価を行いつつ、極端な利益の変動を避ける意味では、よく考えられた手法であり、参考となろう。

5. オランダの会計報告ならびにソルベンシー規制

次に、オランダの新しい会計報告及びソルベンシー規制のフレームワークを紹介する。取り上げる理由は、オランダの保険・年金監督庁（Pensioen- & Verkeringskamer 略称P V K、以下P V K）が、（I A S Bが当初検討していたベースに近い）負債の時価評価的手法を2006年1月から実施すべく、具体的な取組⁽⁶⁸⁾を進めており、今後のI A S Bでの議論にも影響を与える可能性があると考えられるからである。なお、オランダの制度については、すでに参考文献[5]で取り上げられているが、ここでは会計上の取り扱いに焦点をおいて解説を加えたい。

5.1 財務報告フレームワーク策定に至る経緯

オランダの保険会社の財務会計は、Civil Code（民法に相当）、および様々な法令（財務報告様式規定、資産評価規定、保険会社責任準備金規定等）に基づき行われている。会計基準はEU規定に準拠するが、これが複数の選択肢を認めていることもあり、様々な会計方針が会社の裁量のもとで採用されてきた。

⁽⁶⁸⁾ <http://www.dnb.nl/dnb/pagina.jsp?cid=tcm:13-46294> を参照。
以下は、「FTK Consultation Document」（2004年10月）http://www.dnb.nl/dnb/bin/doc/FTK%20Consultation%20Document%20English%20translation_tcm13-47968.pdf に基づく。

また、監督庁（P V K）への報告方式は、理論上、上記と同一であるが、保険金支払や責任準備金などについて財務報告よりも詳細な報告が求められ、複雑な体系となっていた。

一方、リスク評価については、E U規定に沿った一般的なリスク評価は行われているものの、会社固有のリスク状況をうまく反映できていない、との懸念が表明されてきた。また、こうした現状はリスク管理の高度化に対するインセンティブを欠いていると認識され、ソルベンシー規制の高度化を志向するE UのソルベンシーIIと考え方を共有している。

このような実態を改善すべく、P V Kは数年前から、財務報告とリスク管理に関するフレームワークを構築する検討を進めてきており、2004年10月に、その集大成と見られる“Financial Assessment framework consultation document”を公表している。以下では、このドキュメントに基づき概要を説明したい。

5.2 財務報告フレームワークの概要

彼らはFinancieel toetsingskader/F T K（Financial Assessment Framework。以下、F T Kと称す）というネーミングのもとで財務報告フレームワークを提言している。その特徴は、以下のとおりである。

- (a)負債の現実的評価を行い、これと資産（時価）を比較して、その時点での適正な支払能力があるかを検証する。
- (b)1年を期限とし、その期間終了時点での支払能力を測定する（ソルベンシー・テストと呼ぶ。わが国のソルベンシー・マージン規制に類似）。
- (c)長期間での事業継続性を検証する（Continuity Analysis／事業継続性分析）。
わが国の将来収支予測に類似。モデルには、将来の新契約も見込み（オープンモデル）、当該会社の投資政策、商品政策、配当政策などを反映する。

以下、(a)に重点をおいて紹介する。

5.2.1 負債の現実的評価

彼らの主張によれば、F T Kは近時の負債評価の検討動向、とりわけI A S Bが想定している考え方を先取りしたものであるとしている。また、金融機関の財務力を適正に評価できる手法を採用することが最重要であるとしており、監督上の観点を優先している印象を受ける。

具体的には、負債の現実的評価額は以下の3項目から構成される。

- ①将来キャッシュ・フローの期待現在価値（expected value）
- ②conditional cash flow（の現在価値）
- ③マーケット・バリュー・マージン

①将来キャッシュ・フローの期待現在価値 (expected value)

ベストエスティメイト（彼らは most realistic と称している）の将来キャッシュ・フローをリスク・フリー・レートで割り引いて求める。

将来キャッシュ・フローの推定にあたっては、人口推定、医療の動向をはじめ、社会、経済、法律などの発展を考慮することとしている。したがって、例えば将来における平均寿命の改善トレンドを反映しなければならないとされ、これはわが国とは異なる取扱である。

評価利率は、直近のスワップレートをもとにイールドカーブを算定し、これに信用リスクの調整（信用リスク分の控除）を加えたものを用いる。また、このような手法がとれない中小会社のためには、別途、簡便法が提案されている。

②conditional cash flow (条件付きキャッシュ・フロー)

将来キャッシュ・フローは約定した給付に限定せず、取締役会の決定に基づいて行われる裁量的な給付も conditional cash flow として含める必要がある。とりわけ生保で議論になるのは、有配当契約の配当の取扱である。彼らは配当を、unconditional なもの（つまり通常の給付と同様とみなすもの）と conditional なものに分類している。

前者は、給付が例えば会社の利益、投資利回り、客観的な外部の指標などに直接リンクして定まる場合であり、この場合はオプション評価法を援用して価値評価し、負債に含めるべきとしている。

後者は、給付の全部ないし一部が取締役会の裁量によって定まる場合を言う。この場合は金額を予め定めることができない。そこで、金額の評価にあたっては「意図の程度」(level of ambition) を明確にしなければならない、としている。ただし、これは計量的な用語で明確化することは求められてはいない。結局のところ、この部分の取扱については原則が示されただけであって、今後の試行錯誤を経る必要があるものと想像される。

③マーケット・バリュー・マージン

ベストエスティメイトな負債評価では充分ではなく、将来のリスクと不確実性（例えば、モデルやパラメータの設定に関する不確実性）に耐えうるために負債を積み増す必要があるとの考え方による。IASBでも当初は、こうした市場から定まるマージンに言及していたが、実際に保険においてはこのような2次市場はなく、市場から導かれるマージンの推定は困難であることが認識されている。

オランダはこれについて、以下の二つの選択肢を提案している。

①契約期間において「75%の信頼水準」に耐えうることを条件に、各社が定める水準を認める（いわゆる「内部モデル」の容認）

②監督官が別途定める水準を使用する。（「標準モデル」と呼ぶ）

「標準モデル」の概要を述べると、次のとおりである。

- ・ 死亡率リスクに限定して設定している。
- ・ リスクとしては、以下の2つの要素を考慮する。
 - (i) 将来の死亡率改善トレンドが変わりうるリスク
(リスク群団ごとに、危険保険金などの一定割合とする。)
 - (ii) 死亡率が平均からぶれるリスク (群団の契約者数要素を加味する。)

時価会計に前向きと評価されるオランダにおいても、「市場から得られる水準」を使用する方法の困難さを認め、監督官が定める方法に依拠する方法を取らざるをえなかった点は注目される。こうした制約のもとで、客観性を担保するための工夫を行っている点は、参考にならう。

(注)オランダ財務報告フレームワークにおける、マーケット・バリュー・マージンの代替策としての標準モデル(係数方式)

1. リスク群団

生命保険のリスク群団を以下の8群団とした。

図表-16 リスク群団

1	死亡保険 (確定給付なし) (例: 定期保険)
2	生存保険 (確定給付なし)
3	死亡保険 (確定給付) (例: 終身保険)
4	養老保険及びその他の死亡保険 (確定給付)
5	据置退職年金 (単生もしくは連生)
6	据置退職年金 (遺族年金付き)
7	即時払いの年金保険
8	遺族年金保険

2. リスク割増(Risk Surcharge)

リスク割増には二つの要素 (①トレンドの不確実性、②確率的偏差) を考慮する。

① トrendの不確実性 (future mortality trend uncertainty (toekomstige sterftetrendonzekerheid/TSO) と称す)

- ・ 将来の死亡率改善トレンドが変わりうるリスクである。
- ・ 平均年齢、平均残存期間などで分類した細分ごとに係数を定め、基準値 (例: リスク群団1ではリスク資本、それ以外はベストエスティメイトによる評価額) に係数を乗じて求める。

(例えば、群団3 (終身保険など) では、次葉の表の①欄の係数 × 危険保険金)

② 確率的偏差 (possible negative stochastic variances (negatieve stochastische afwijkingen/NSA))

- ・ 平均からブレる可能性を考慮したもので、群団の大きさに依存する。

(なお、わが国の死亡率の割増は基本的には標準偏差の2倍を使用しているが、個々の会社の群団数を反映したものではない。)

$$NSA = \text{係数} / \sqrt{\text{群団における契約者数}} \times \text{群団の基準額 (負債額または危険保険金)}$$

図表-17 リスク割増 (例: リスク群団3 (死亡保険 (確定給付)))

平均年齢	①TSO (トレンドの不確実性)	②NSA (確率的偏差)
25歳	8%	70%
30	8%	60%
35	7%	55%
40	6%	55%
45	5%	50%
50	4%	45%
55	3%	40%
60	3%	35%
65	2%	30%
=70	2%	25%

③リスク割増の計算

$$\text{割増額} = \sqrt{(TSO_{total})^2 + \sum_{i=1}^8 NSA_i^2}$$

ここで、

$$TSO_{total} = \sqrt{(TSO_1 + TSO_3)^2 + (TSO_2 + TSO_5 + TSO_7)^2} + TSO_4 + TSO_6 + TSO_8$$

5.2.2 ソルベンシー・テストの概要

これはわが国のソルベンシー・マージン比率とほぼ同様な考え方に基づく。

1年後において、所与の信頼水準 (99.5%または97.5%) のもとで、現実的資産が現実的負債を上回ることを確認することが求められ、具体的手法として次の3通りの選択肢が認められている。

図表-18 ソルベンシー・テストの3手法

手 法	内 容
標準法	リスクごとに予め定められたシナリオ (以下で詳述) を当てはめてリスク量を算出。リスク量を上回る資本があることが求められる。
簡便法	【期限限定取扱】一定の要件を満たす小規模会社については、「自由に処分可能な資産の額 ≥ 現実的負債」であることの確認をもって、ソルベンシー・テストに代える。
内部モデル法	技術力のある先端的保険会社が自己の使用するリスク管理システムをもってソルベンシー・テストに代えることを認める。PVKの承認が要件となる。

「標準法」の概要は以下のとおりである。

(i) 市場リスク、信用リスク等

図表－19 標準法で使用されるシナリオ

リスク	シナリオ									
S ₁ ：金利リスク	期間別（1年～25年（各年）、25年超）に上昇・下落の係数を指定 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>1年</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>金利上昇</td> <td>1.74</td> <td>～1.33</td> </tr> <tr> <td>金利低下</td> <td>0.57</td> <td>～0.75</td> </tr> </table>		1年	25年	金利上昇	1.74	～1.33	金利低下	0.57	～0.75
	1年	25年								
金利上昇	1.74	～1.33								
金利低下	0.57	～0.75								
S ₁ ：インフレ・リスク	期待インフレ率×1.5									
S ₂ ：株式リスク	成熟市場：40%の下落 ⁽⁶⁹⁾ 、成長市場：45%の下落									
S ₂ ：不動産リスク	20%の下落									
S ₄ ：コモディティ・リスク	40%の下落									
S ₃ ：為替リスク	25%の下落									
S ₅ ：信用リスク	信用スプレッド×60%のリスクの上昇									

(ii) 保険リスク (S₆)

リスク群団毎に

現実的負債額（もしくは危険保険金）×係数×1/√契約者数
により算出する。

（例：死亡保険（定期保険等）では 危険保険金×15%×1/√契約者数

(iii) リスク間の相関

上記の各リスクの評価額を S_i とするとき、

$$\text{合計額} = \sqrt{(S_1^2 + S_2^2 + 2 \cdot \rho \cdot S_1 \cdot S_2 + S_3^2 + S_4^2 + S_5^2 + S_6^2)}$$

と算出される。（ρは金利リスクと株式リスクの相関で、0.8とする。）

5.2.3 事業継続性分析

これはわが国の「将来収支予測」に類似したもので、より長期のスパン（生保は5年）での事業継続性を判定するものである。将来の新契約も織り込んだいわゆるオープンモデルであり、当該会社の一定の政策を織り込む。（本稿の目的からはずれるので、詳細説明は省略する。）

⁽⁶⁹⁾ わが国の10%に比べると高水準である。ちなみに、オランダを本拠とするING社の株式保有割合は2.6%（2004年度、ただし連結ベース）である。

6. EUのソルベンシーIIにおける負債評価の状況

EUは現在、ソルベンシー規制の包括的な革新を目指した、ソルベンシーIIと呼ばれるプロジェクトを進めている。ここで取り上げる理由は、このプロジェクトのなかで、保険会社の支払能力の中核たる責任準備金の標準化が重要なテーマの一つとなっているからである。以下で述べるように、彼らはIASBでの議論を先取りする形でプロジェクトを進めると公言しており、IASBでの議論と相互に影響するからである。

さて、EUにおけるソルベンシー（支払能力）規制であるが、1970年代からソルベンシー規制を域内各国に求め、リスクの算定は責任準備金や危険保険金の一定割合といった単純なものではあったがそれなりに機能してきた。しかし、ここに来て保険会社の晒されている、または取っているリスクが多様化し、従来のフレームワークでは不十分との認識が高まっている。そこでEUはソルベンシーIIの名のもとで、ソルベンシー規制の抜本的改正に着手し、2010年の実施を目指し、現在鋭意検討を進めている⁽⁷⁰⁾。(EU指令そのものは2007年7月に確定させる予定であるとされている。)

ソルベンシーIIは、銀行のBIS規制と平仄を合わせ、3本柱による手法を採用することとしている。つまり、第1の柱（最低自己資本規制）、第2の柱（自己のリスク評価に基づき資本戦略を策定し、これを監督サイドがレビュー）、第3の柱（開示による市場規律）の3本柱である。

6.1 ソルベンシーIIの検討体制

ソルベンシーIIの検討は、いわゆるランファルシー・プロセスに則って行われる。これは、元来、証券業態で成功した手法であり、解決すべき課題を、政治的な部分、実務的、技術的レベルに分け、それぞれを以下に述べる適当な階層が担当することで、検討の実効性を高めようとするものである。

図表-20 ソルベンシーIIの検討体制

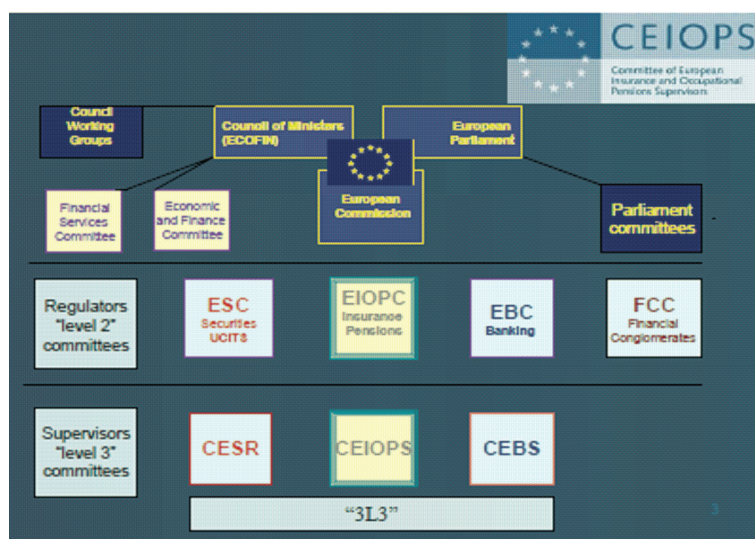
レベル1：欧州委員会、財務大臣、
欧州議会からなる。

レベル2：Regulator レベルの委員会（例：英国は財務省）

レベル3：Supervisors レベル

レベル4：実務検討のレベル

ソルベンシーIIに関する検討体制を記したものが右の図⁽⁷¹⁾である。



⁽⁷⁰⁾ この間の事情については、小松原章「EU 生保のソルベンシー・マージン規制改正動向」（2002.7 基礎研レポート）を参照されたい。

⁽⁷¹⁾ http://www.ceiops.org/media/files/speechesarticles/speech_041111.pdf から引用。

ソルベンシーⅡの実質的検討は主として CEIOPS(Committee of European Insurance and Occupational Pensions Supervisory、欧州保険・職域年金監督委員会)と呼ばれる 25 カ国の監督官および 3 カ国のオブザーバーが組織する団体が行う。(なお、銀行(C E B S)、証券(C E S R)と併せて、3L3 (three level 3)と称される)。手順は以下のとおりである。

- ① E U 委員会は CEIOPS に対し “Call for Advice” と呼ばれる検討要請書を発行し、これにより検討内容の指示を行う。
- ② CEIOPS は検討結果を、コンサルテーション・ペーパーとして発行し、関係者からコメントを求めたのち、E U 委員会に答申を行う。
- ③ なお、E U 委員会は、これとは別に、ソルベンシーⅡにかかわるすべての利害関係者に対し、直接的に諮問を行うことも可能とされている。

6.2 検討状況

全体のスケジュールは次のとおりである。(下段は CEIOPS の対応)

図表-21 ソルベンシーⅡの検討スケジュール体制

2005	2006	2007	2008-09	2010
協議	E U 委員会か E U 指令を提案	E C O F I N (財務大臣で組織) で検討	採択	ソルベンシーⅡを施行
CEIOPS は、E U 指令に関して E U 委員会に助言		CEIOPS は、レベル 2 に関して E U 委員会に助言	同左	

(CEIOPS: Consultation paper No. 10(2005/12)による。)

E U 指令についての当面のスケジュールは次のとおりである⁽⁷²⁾。

- ① Framework Directive (ソルベンシー・フレームワークに関する E U 指令) の最終案を 2007 年 2 月までに完成し、書面による採択を 2007 年 7 月までに終了させる。
- ② このために、E U 委員会は CEIOPS に検討依頼を行い、2006 年中にはテクニカルな部分について確定させる。

CEIOPS の検討状況は、第 3 回検討要請書にもとづく検討結果を踏まえたコンサルテーション・ペーパーが 2005 年 12 月に公表され、2006 年 2 月末までにコメントを求めたところである。今後、これらのコメントを踏まえて、E U 委員会に報告がなされる予定である。

E U 委員会から CEIOPS への検討要請 (“Calls for Advise”) は 3 回に分けて行われた。

⁽⁷²⁾ Markt/2502/05-rev2 に基づく。

それらの項目は以下のとおりである⁽⁷³⁾。

図表-22 CEIOPS の検討項目一覧

	Pillar (*)			検討要請書		
	I	II	III	第1回	第2回	第3回
技術的準備金(生保)	○				○	
技術的準備金(損保)	○				○	
ソルベンシー資本規制(生保)	○				○	
ソルベンシー資本規制(損保)	○				○	
セーフティネット/指標(最低資本規制)	○				○	
適正ソルベンシー資本の形式	○				○	
内部モデル	○				○	
検証基準	○	○			○	
投資マネジメントルール	○	○		○		
ALM	○	○		○		
監督の目的		○				
内部コントロールとリスク管理		○		○		
判定基準		○				
監督的レビュープロセス (一般的事項)		○		○		
監督的レビュープロセス (計量用ツール)		○		○		
監督権限		○			○	
監督の透明性		○		○		
目標値に基づく介入		○			○	
監督官の協業・連携		○				○
グループ規制および金融セクター間の規制に関する論点		○				○
再保険	○	○				○
ピアレビュー		○				○
Pillar IIIにかかるとの開示			○			○
SME(中小企業)関連事項	○					○
Procyclicality(景気変動増幅性)		○				○
監督的レビュープロセスの独立性とアカウンタビリティ		○				○
計量的感応分析の方法論	○					○

(*) バーゼルII規制の3本柱による分類を示す。

重要項目はほとんどが第2回で取り上げられており、このなかで、特に注目されるのは、技術的準備金(technical provision)と呼ばれる責任準備金に関する部分であろう。以下でも、この部分に焦点を当てることとする。

6.2.1 負債評価を巡る検討状況

EU委員会からの第2回検討要請に対して、CEIOPSが2005年7月に公表したコンサルテーション・ペーパーに沿って、負債評価に関するポイントを見てみたい。

【基本的手法】

CEIOPSは、保険債務の評価はキャッシュフロー(「最良推定」ベース)の期待現在価値に明示

⁽⁷³⁾ MARKT/2506/04 (Solvency II - List of Work Areas and Timing of Calls for Advice)による。

的なリスク・マージンを加えたものに基づかなければならない、とした(7.28)。

これは、現在進行中のIASB保険契約プロジェクトの結果を先取りしたものとする。ただし、「保険プロジェクトがリスク・マージンを明示的に認識しない場合には、負債に含まれる最良推定を上回る額が別途開示されなければならない」とした。

「期待キャッシュ・フローは、当該商品群団に対して現実的と考えられるアクチュアリアルな仮定(死亡率、給付発生率、解約率、転換(transfer of value)の発生頻度、等)に基づかなければならない。また、人口学的、法的、医的、社会的な発展を考慮に入れなければならない。たとえば、平均余命の予見しうるトレンドを反映しなければならない」とした。(トレンドの反映は、現在わが国で行われている実務とは異なり、注意を要する。)

【リスク・マージンの水準について】

期待値と要求リスク・マージンを加えたものが、所与の信頼水準(例えば75%)で支払を可能とするように定める方式を提唱している。ただし、CEIOPSは、所与の信頼水準を保険リスクにのみ適用すべきなのか、資本市場の価格が容易に利用できる財務上の(非保険の)リスクにも適用すべきなのか、継続検討の必要がある、とした(7.31)。

信頼水準についてCEIOPSは、75パーセンタイル値もしくは90パーセンタイル値をテストすることを推奨している。この結果を現行の保守性の水準と比較すべきであり、このテストのなかで期待現在価値に対するリスク・マージンの比率を検討すべきである、とした(7.33)。

保有契約債務の確率分布には大きな歪度(skewness)を持つことがあり、所与のパーセンタイル値を用いた負債額が常に適切に測定されるとは言えないかもしれない。従って、期待値のリスク・マージンは標準偏差の一定割合を下回るべきではないとした。また、このため、標準偏差の一定割合を加算して算出した負債額も併せて、監督者に報告されるものとした(7.34)。

【自己の信用リスク】

保険企業自身の信用度は、負債評価額には反映すべきでないとした(7.32)。これは、自己の信用リスクが上昇したときに、評価利率の上昇に伴い負債額が減少して利益が発生するという事象が一般に理解しにくいためと考えられる。

【初期時点の利益】

「保険債務の評価に最良推定アプローチを使用することで、保険契約の初期時点において利益または損失を認識することになるかもしれないことに注意(note)を払っている。このアプローチに関するIASBとの互換性を図るため、保険契約プロジェクトの検討状況をモニターすべきである」とした。これは重要な論点であり、現時点では最終的な結論を出さない意図と見られる。

現実的に起こりうる他の点も考慮すべきであるとし、「あるメンバー国では有配当契約は認識

された利益の一部を契約者に還元しなければならない規定となっており、これを考慮すると、これらのマージンを損益計算書の利益として認識すべきではない」といったケースを指摘した。

また、責任準備金は法人税ベースで算出される額を採用する案もありうる(7.36)、とした。

【割引率】

最良推定アプローチのもとで、生命保険契約の債務は、適切な金利の期間構造を使用して割り引かなければならないとし、リスク・フリー・レートを推奨している。しかしながら、CEIOPSメンバーには、割引率における保守性を通じて、この不確実性が反映されるべきと考える者もいる、と付記している(7.38)。

「各通貨における金利の名目上の期間構造は監督者によって特定されるか、もしくは許容するソースが規定されるかもしれない。」(7.39)

このように、フラットな金利でなく、期間構造(イールドカーブ)を反映することを推奨した。

【死亡率の仮定】

実際の死亡率実績を、公表された死亡率表と比較しなければならない。また、必要であれば、最近の実績に照らして、それぞれの商品のサブクラスの死亡率に適切なマージンを保持しなければならない。

また、将来の期待キャッシュ・フローを決定する際に、将来の平均余命の延長に対する適切な準備を行わなければならない、所与の確率に照らして負債額を決定する際、死亡率実績における逆偏差(正もしくは負)への考慮を行わなければならないとした(7.42)。

【投資に関連する部分の取扱】

保険負債ポートフォリオに対応する資産の性質およびその想定リターンは、それらが契約者に支払うべき給付に関連する場合を除いて、負債評価に影響させるべきでない。

しかし、以下の場合には、資産の性質およびその想定リターンを負債評価に反映する必要がある。

- ・契約条項により、給付が特定の投資成果に直接リンクする場合(例えば、保険者が投資リスクを負わないユニットリンクの場合)
- ・最低保証を有する有配当保険の場合、(すなわち、パフォーマンスの下落には保証を与える一方で、上昇の場合は契約者に配当を行うオプションを実質的に付与している場合)(7.43)

なお、仮にわが国にあてはめると、有配当保険はこれに該当するので、運用資産のパフォーマンスを評価利率に反映することになる。

【利益分配と潜在的分配(Profit sharing and potential sharing)】

これは、有配当契約における配当の評価の問題である。彼らはこうした裁量に基づく給付を条

件付きキャッシュ・フローと呼び、これも一定の範囲に限って債務評価すべきとした。CEIOPSは7.46項において、「条件付き有配当給付の評価に対するテクニックを分析する必要がある」としている。

また、「有配当契約の利益決定方式に関するIASBの基準は、まだ未決定の状況にある。保険負債のレベルおよび要求資本に対するインパクトは、これらの基準が明確になった段階ではじめて決定される。」(7.47)としており、今後の課題とした。

【過去法に基づく給付がある場合の評価法】

「将来法は期待キャッシュ・フローの現在価値と、これに付随する避けがたいリスクに充てるリスク・マージンの合計である。将来期待キャッシュ・フローのうち特定の要素は、過去の法的な特徴を考慮して決定される必要があるかもしれない。例えば、将来の解約返戻金は、過去のアプローチを使って実際に決定されるかもしれない。将来法による準備金は、将来行われる給付決定に適用される過去の法的要素を適当に考慮すべきである。このタイプの負債以外は、保険債務は、将来法により評価されなければならない」(7.48)とした。これは、将来の給付の推定に当たって、ヒストリカルなデータを用いることを認めるものであって、英国の有配当保険において用いられるアセット・シェア方式がこれに該当するのか、議論の余地があるように思われる。

【解約返戻金のフロアー】

これは、解約返戻金の水準を負債の最低基準にすることの是非である。

7.51において「すべての契約において現時点の解約返戻金額を下回らないものとすべきとする法域もあれば、そうでない法域もある。しかし、後者の法域でもすべて、全体の財務上の資源は、全契約の解約返戻金をカバーしうる額を保持すべきである。」とするIAISの発言を引用するにとどまり、CEIOPSは具体的提案を出していない。

彼らの別の提案は、保険契約者の解約オプションの価値を評価し、これを負債に加算することである。これによって、解約返戻金のフロアーとほぼ近い効果を得ることができるのではないかと、いうものである。

6.3 業界等からの反応

上記のコンサルテーション・ペーパーに対し、22団体からコメントが寄せられた。個別会社よりも保険業界、アクチュアリー専門職などの団体からのコメントが多かった。ここでは、業界団体の代表としてCROフォーラム、ABI（英国保険協会）、GDV（ドイツ保険協会）を取り上げる。

6.3.1 CROフォーラム

CROフォーラムは欧州主要生保（AVIVA, AXA, Allianz 等）の Chief Risk Officer の集まりである。大手保険企業の代表と見て良い。

彼らは、総論としては今回のCPに賛成しつつも、以下の点について疑義を唱えている。

①初期利益の認識については、「負の負債価値となるのは自然の成り行きである。これに非負という下限を設けることはソルベンシーⅡのフレームワークの下では不要である」と指摘している。

②法人税ベースの責任準備金を採用する代替案については、市場ベースの評価と一貫性がなく、採るべきではない。

③評価利率の策定にあたって、国債利率よりもスワップレートのほうがよい。なぜなら、スワップレートのほうが市場に厚みがあり、特に長期のところではスワップレートのほうが適格性を持つ。

④割引率にマージンを反映する方法に対して強く反対している。その水準が過大なのか過小なのかを判断するのが困難で、混乱を招くからである、とした。

⑤リスク・マージンの水準については、信頼水準を一律に指定する方式（例えば75%、90%）のほか、これよりも適切な方式⁽⁷⁴⁾の模索を提唱している。また、市場関連リスクについては市場価格から導かれるマーケット・バリュー・マージンを用いるべきであるとする。一方、それ以外のリスク（保険リスク、費用関係のリスク等）については、信頼水準方式が適当とした。

⑥解約返戻金によるフロアー（下限）を設ける点については反対とした。負債評価に関する様々な場面で、整合性を欠くからである。CEIOPSが提唱する、その時点の解約オプションの価値を評価してこれを契約負債に算入することを求めた。

6.3.2 ABI（英国保険協会）

①基本的には多くの項目で賛成している。ただし、最良推定＋リスク・マージンで信頼水準75%に相当する部分を確保するCEIOPS提案には反対した。その理由は、「過大な最低資本要件（MCR）および、合計で見た監督上の資本要件が増加する恐れがあるからである」としている。また、「60%の信頼水準のほうが、最良推定＋マーケット・バリュー・マージンの水準に近い。また、資本コスト法についても代替策となりうる。」とした。

②評価金利はスワップレートないし高格付けの社債レートを使用すべき。また、金利にはマージンを反映すべきではない。

③有配当の配当支払に関して、CEIOPSが継続検討することに同意し、「条件、無条件のいずれの要素もカバーすることに合意するが、約定していない契約者の期待分は保証された負債と扱うべきではない」とした。また、条件付き将来支払の責任準備金の評価にアセット・シェア手法を

⁽⁷⁴⁾ スイスが進めているSST（スイス・ソルベンシー・テスト）と呼ばれるソルベンシー規制のなかで、リスク・マージンの算定に使用される資本コスト法（Cost of Capital）を参考にすべきであると提言している。

用いるべきとした。

④解約返戻金をフロアーとすることを否定し、解約オプションの評価額を加算すべきと主張した。

6.3.3 GDV（ドイツ保険協会）

GDVのコメントレターは他と異なり、基本的なところでより慎重なスタンスが窺える。

責任準備金（技術準備金）については、総論として下記の3点を主張した。

- ①ソルベンシーⅡにおいて、負債のハーモナイゼーションは資本要件に限定すべきであり、保険の法定会計に影響を及ぼす意図があるなら、これを歓迎しない。
- ②我々が望んでいるのは、現在採用されている評価システムに基づき、economic value ベースの責任準備金評価を行うための、原則主義によるアプローチである。
- ③IASBにおける検討状況を見極めることが重要である。IASBによって新しい会計ルールが定められ、それがリスク管理目的に即していれば、保険会社の負荷軽減のためにソルベンシー・システムはそれを活用すべきだろう。

各論で注目される主張は以下のとおりである。

- ①評価利率の問題は、動的に評価利率を決定することの副作用を併せて議論すべきである。一つの評価利率を用いるなら、それは各国でハーモナイズしたものであるべきである。
- ②パーセンタイル・アプローチ（分布の分位点をもって責任準備金評価額とする方法）を用いた負債評価は不可能である。というのは、保険契約はロングテイル（分布の裾が広い）で、それらの契約にとって最重要なリスクはトレンド・リスクであり、これらを統計的ベースで測定することは困難だからである。
- ③1件ベースの負債評価は適当でなく、群団として評価すべきである。
- ④解約返戻金のフロアーについては、契約者行動を考慮せずに解約返戻金に基づき1件ごとに評価することは、保有するリスクを反映したものではない。

これらのコメントレターを踏まえて、CEIOPSは2005年11月にEU委員会へ答申を行った。realistic value という用語をregulatory value に変更するといった修正がなされたものの、負債評価部分について大きな変更はなされていない。最も重要と考えられる、信頼水準に関する7.33のセンテンスは削除されており、また、リスク・マージン水準について特定の水準を提案していない。こうしたなかで、今後、EU委員会がどのようなEU指令を策定していくのか、大いに注目される場所である。

7. おわりに

以上、英国、カナダ、オーストラリア、オランダなど保険契約負債の公正価値評価に前向きと評される国について、やや細部にわたり過ぎたきらいがあるが、法規制も含めて現状を紹介した。わが国との比較で言えば、わが国が保障性商品中心で、有配当契約の割合が比較的高いのに対して、貯蓄性商品の割合が高いことが共通の特徴となっている。また英国では解約返戻金を約定していないものが多く、こうした商品性の違いが負債の評価方法に影響を与えているものと考えられる。また、わが国の責任準備金対応債券のような特別の評価方法を持たない国では、資産の変動とある程度連動した負債評価を行わざるを得ない側面があるのだろう。

わが国で行われてきた生保会計は、死亡保障中心、約定された解約返戻金を前提とし、毎年の利益を直接還元するのではなく、ある程度安定的な契約者還元をしつつ、最終消滅時に精算するという仕組みを原型として形作られてきたものである。こうした環境では、保険料をやや保守的に定め、実績判明に伴ってマージンを解放して利益計上を行うという経理処理が求められてきたのである。

世界的に見ると、英国で with-profit 商品が占率を落としてきているように、伝統的な有配当商品は趨勢的に減少して行くのかも知れない。わが国では、資産運用型商品や利差のみ配当契約の割合が増えており、中長期的には、そのような商品に移行し、公正価値評価的な会計に向かわざるを得ないのかもしれない。その意味では、少なくともリスク管理の場面では公正価値的評価について経験を蓄積しておく必要があるだろう。

ただ、現時点では有配当契約も多く、これに適した会計制度を検討することが重要と考える。IASBの概念フレームワークに沿ったとされる資産負債法だけでは、こうした有配当契約のメカニズムをうまく表現しにくいように思われる。とりわけ、将来の配当分をどのような基準で負債として計上すべきか、利益をある程度平準化する仕組みに対応しうる会計をどのように整備するのか、といった観点を含めた検討が必要であると考えられる。このように、各国の商品性に適した会計を是認し、かつハーモナイズが可能な基準となれば、従来案に比べ一段と原則的なものに向かわざるを得ないように感ぜられる。

参考文献

4章

- [1] オーストラリア会計基準審議会AASBサイト (<http://www.aasb.com.au/>)
- [2] オーストラリア金融監督庁APRAサイト (<http://www.apra.gov.au/>)
- [3] 岩崎 宏介(1999)「オーストラリアの生保財務会計」(生保財務会計研究会報告書「生命保険会社と時価会計」所収)を参照。

5章

- [4] オランダ保険・年金監督庁(2004年10月)“FTK Consultation Document” (http://www.dnb.nl/dnb/bin/doc/FTK%20Consultation%20Document%20English%20translation_tcm13-47968.pdf)
- [5] 田中周二(2005)「オランダの新保険年金財務規制－EU財務評価フレームワーク実現の先駆的試み－」ニッセイ基礎研所報 Vol.38

6章

- [6] CEIOPSサイト (<http://www.ceiops.org/>)
- [7] 河野年洋(2005)「ソルベンシー規制の国際的動向とEUソルベンシーII」アクチュアリー・ジャーナル特別号「リスクと保険」
- [8] 小松原章(2002)「EU生保のソルベンシー・マージン規制改正動向」ニッセイ基礎研レポート(2002年7月)